

欧米競争政策の動向のポイント

2021年2月18日 No.11

金子 晃 監修

内 容

I 米国競争法(政策)

- 1 司法省、インテュイットによるクレジット・カルマの買収について、条件付で承認(2020年11月25日)
- 2 連邦取引委員会、独占行為を行ったとしてフェイスブックを提訴(2020年12月9日)
- 3 司法省、生コン業者が生コンクリートの製造販売に関し、共謀して価格カルテル及び入札談合を行っていた旨の有罪の答弁をしたと公表(2021年1月4日)

II 欧州競争法(政策)

- 1 買収事件
 - (1) 欧州委員会、ロンドン証券取引所グループによる Refinitiv の買収を条件付承認(2021年1月13日)
- 2 共謀事件
 - (1) 欧州委員会、Valve と PC ビデオゲームの出版社 5 社に対し「ジオ・ブロッキング」慣行を理由に 780 万ユーロの制裁金を賦課(2021年1月20日)

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1

赤坂 KS ビル 2F

電話 03-3585-1241 FAX 03-3585-1265

<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

I 米国競争法(政策)

本号では3件の事件を取り上げる。1件目は、金融ソフトウェア大手インテゥイットによる71億ドルに及ぶ同業クレジット・カルマの買収計画について、司法省が条件付きで承認をしたものである。本件において、クレジット・カルマが同社のデジタル自己税務申告ソフトウェア全てを無料で提供しているため、司法省は、同社が破壊的競争者であり、同社の消滅が競争の実質的減殺をもたらす蓋然性があるとの判断を下した。

2件目は、連邦取引委員会(FTC)法5条の前段違反の嫌疑で、交流サイト大手フェイスブックがFTCにより提訴された事件である。FTCは、かつてはフェイスブックによる動画共有アプリ・インスタグラムとチャットアプリ・ワッツアップの買収を認めたが、本件訴訟では当該2社の売却を求めている。

3件目は、生コン業者アルゴス社が、生コンクリートの製造販売に関し、共謀して価格カルテル及び入札談合を行っていた旨の有罪の答弁をしたという事件である。3件の詳細等は以下のとおりである。

1 司法省、インテゥイットによるクレジット・カルマの買収について、条件付で承認(2020年11月25日)¹

司法省は本日、Intuit Inc.(以下「イントゥイット」という。)が71億ドル(約7313億円、1ドル=103円)に及ぶCredit Karma, Inc.(以下「クレジット・カルマ」という。)の買収を進めるには、両当事会社がクレジット・カルマの税務事業をSquare Inc.(以下「スクエア」という。)に売却しなければならない旨を公表した。司法省は、クレジット・カルマが同社の税務事業を売却しなければ、本件買収は、デジタルの自分で行う税申告サービスの市場における競争を実質的に減殺させるおそれがあるとの判断を下した。

司法省反トラスト局は、コロンビア特別区連邦地方裁判所に対して当該計画の差止めを求めて民事提訴するとともに和解案を提出した。同裁判所が和解案を承認すれば、司法省の競争上の懸念は解消されることになる。

司法省反トラスト局のマキン・デルラヒム反トラスト局長は以下の声明を出した。

「イントゥイットのターボタックスは、デジタルの自分で行う税申告サービスの市場を長い間リードしてきたが、同サービスとクレジット・カルマ税との近年の破壊的競争は、アメリカの納税者に大きな利益をもたらしている。別の非常に成功したフィンテック企業であるスクエアに対するクレジット・カルマ税の売却により、納税者はこの競争による恩

¹ Press Release, Department of Justice, Justice Department Requires Divestiture of Credit Karma Tax for Intuit to Proceed with Acquisition of Credit Karma, November 25, 2020.

恵を受け続けられるようになると同時に、インテュイットとスクエアの両方から提供される新しい金融サービスによる恩恵も受け続けられるようになる。」

訴状によると、イントゥイットのターボタックスは、十年以上にわたりデジタルの自分で行う税申告サービスの市場において支配的地位を有している。4年前に参入したクレジット・カルマ税は、破壊的な競争者へと成長し、著しい市場効果をもたらしている。インテュイットを含む他のプロバイダーとは異なり、クレジット・カルマ税は、税務申告用サービスの複雑性に関わらず、無料でサービス提供をしている。この無料ビジネスモデルによって、クレジット・カルマ税は、ターボタックスを有料で利用している納税者を自社サービスに積極的に切り替えさせようとしている。この活発な競争を通じ、ターボタックスの価格は抑えられ、イントゥイットは、ターボタックスの品質をより良くするように、掻き立てられている。イントゥイットによるクレジット・カルマの買収は、この競争を消滅させ、結果として、価格の上昇、品質の低下、またデジタル・ドゥ・イット・ユアセルフの税務申告書作成製品の消費者にとっての選択肢の減少をもたらすおそれのあるものである。

和解案に定められている条件によれば、イントゥイットとクレジット・カルマは、知的財産やソフトウェアを含むクレジット・カルマの税務事業の全てをスクエアに売却しなければならない。スクエアは、クレジット・カルマの税務部門で働いているクレジット・カルマの重要な従業員を雇えるようになっている。インテュイットとクレジット・カルマは、スクエアがクレジット・カルマ税を同社の決済アプリ・キャッシュ・アップのプラットフォームに統合しつつある間、スクエアに対し一定の移行サービスを提供することに合意している。

イントゥイットはデラウェア州で設立され、本社をカリフォルニア州マウンテン・ビューに構える会社であり、個人・小規模事業者など向けの税務、会計、ペイロール、及び個人財務管理ソリューションズを提供している。イントゥイットはターボタックスのブランド名の下で、デジタル・デゥ・イット・ユアセルフの税務申告書作成製品を製造販売している。約4100万人が2020年にターボタックスを使用して個人連邦税務申告を行った。イントゥイットは、ターボタックス事業を通じ、デジタル・デゥ・イット・ユアセルフの税務申告書作成製品を製造販売する最大規模の事業者である。2019年に、イントゥイットは65億ドル(約6695億円)の売上を計上し、その内の25億ドル(約2575億円)はターボタックス製品の販売によるものであった。

クレジット・カルマはデラウェア州で設立された非公開企業であり、カリフォルニア州サンフランシスコに本社を構えている。同社はオンラインとモバイルの個人金融プラットフォームを提供している。同社のプラットフォームでは、無料の個人向け信用格付けサービス、クレジットスコア管理サービス、またデジタル個人税務申告用サービスなどが提供されている。クレジット・カルマには1億人以上の登録ユーザーがいて、毎月、3500万人

以上のユーザーが積極的にクレジット・カルマのプラットフォームを利用している。クレジット・カルマ税はクレジット・カルマのデジタル・デウ・イット・ユアセルフの税務申告書作成製品である。同製品は、連邦税と州税のデジタル・デウ・イット・ユアセルフの申告書作成製品市場において第5位の製品である。約200万人が2020年にクレジット・カルマ税を利用して連邦税の申告を行った。

スクエアはデラウェア州で設立され、カリフォルニア州サンフランシスコで本社を構える企業であり、法人と消費者向けの金融サービスツールを提供している。スクエアの消費者金融サービスプラットフォームであるキャッシュ・アップはユーザーに対し、資金移動サービス、デビットカード製品、エクイティー及びクリプトカレンシー投資サービスを提供している。スクエアは2019年には47億1000万ドル(約4851億3000万円)の収入を得た。

本件和解案は、反トラスト手続及び罰金法の定めにより、競争上の影響に関する司法省の意見と共に、連邦官報において公表される。如何なる者でも、その公表の日から60日以内に、和解案に関する意見を書面にて司法省反トラスト局運輸・エネルギー・農業課課長宛てに提出することができる。意見提出期間が終了した後、地裁は同意判決案が公益にかなうか否かの判断を下すことになっている。

2 連邦取引委員会、独占行為を行ったとしてフェイスブックを提訴(2020年12月9日)²

連邦取引委員会(以下「FTC」という。)は本日、フェイスブックが長年にわたり反競争的な行為を行うことにより、ソーシャル・ネットワーク市場における同社の独占的地位を不当に維持したとして、同社を提訴した。全米46州、首都ワシントン、グアムの司法長官の連合との協力による捜査の末、フェイスブックはFTC及び当該司法長官の連合により別々に訴えられた。とりわけ、FTCの訴状は、フェイスブックが体系的な戦略を通じて同社の独占への威嚇を排除したと主張している。当該戦略には、2012年における急成長のライバル・インスタグラムの買収、2014年におけるモバイル・メッセージングアプリ・ワッツアップの買収、ソフトウェア開発者に対する反競争的な条件の義務付け等が含まれている。この一連の行為は、競争を阻害し、消費者が選ぶ個人間のソーシャルネットワーク・サービスの選択を狭め、また競争による恩恵を広告主から奪い取った。

FTCは、連邦裁判所に対して、反トラスト法違反状態の是正のための一定の措置を命じるよう請求している。具体的に、FTCは、フェイスブックによるインスタグラムとワッツアップそれぞれの売却、ソフトウェア開発者に対する反競争的な条件の提示の禁止、また今後の合併や買収について事前の告知と承認の義務付け等を求めている。

² Press Release, Federal Trade Commission, FTC Sues Facebook for Illegal Monopolization, December 9, 2020.

FTC 競争局のイアン・コナー局長は以下の声明を出した。

「ソーシャル・ネットワークの個人的な使用は、多くのアメリカ人にとって生活の中心となっている。したがって、フェイスブックが独占状態を維持するための行為は、消費者が競争の恩恵を受けることを否定するものと言える。私達の目標は、こうしたフェイスブックの反競争的な行為を正して競争を回復させ、イノベーションと自由競争が盛んになるようにすることである。」

FTC の訴状によると、フェイスブックは、全世界において支配的なソーシャル・ネットワーク・サービスを提供しており、個人間のソーシャル・ネットワーキング市場において独占力を有する。この類のない地位は驚異的な利益をもたらしている。昨年だけで、フェイスブックは 700 億ドル(約 7 兆 2100 億円)以上の売上と 185 億ドル(1 兆 9055 億円)以上の利益を生み出した。

反競争的な買収

FTC の訴状によると、フェイスブックは、その支配的地位に対する潜在的な競争上の威嚇に焦点を縛って対応してきた。急成長中の新興企業であるインスタグラムは、個人間のソーシャル・ネットワーク・サービスを巡る競争が展開し始めた時に登場した。当時、個人間のソーシャル・ネットワーク・サービスのユーザーは、デスクトップパソコンからスマホへと移行しつつあり、また消費者が写真共有をより多く使用し始めていた。訴状は、最高経営責任者のマーク・ザッカーバーグを含むフェイスブックの重役はインスタグラムが活気のある革新的な個人間のソーシャル・ネットワークであり、またフェイスブックの独占力に対する威嚇であるとの認識をしていたと主張している。

また、訴状は、フェイスブックは独自のサービスを改善することでインスタグラムと競争しようとしたが、最終的には、競争をしないで、その代わりに、インスタグラムを買収することを選択したとの主張を展開している。フェイスブックは、インスタグラムを 2012 年に 10 億ドル(約 1030 億円)で買収したことで、インスタグラムによる直接的な威嚇を取り除き、また個人間のソーシャル・ネットワークの他の競争者が規模の経済性を得られるのを難しくした。

訴状によれば、だいたいこの時期に、フェイスブックは、オーバーザトップのモバイル・メッセージング・アプリもフェイスブックの独占力に対する重大な威嚇となっていると認識していた。それによれば、フェイスブックの幹部は、成功を収めたモバイル・メッセージング・アプリが個人間のソーシャル・ネットワーキング市場に参入することができると認識していて、それが生じうることを恐れていた。また、訴状は、新規参入はアプリ開発者が既存アプリに新しい特徴を追加するか、又は個人間のソーシャル・ネットワーキングの単独アプリを既存アプリから切り離すことで生じうる、と主張している。

訴状は、ワッツアップが、2012 年には、モバイル・メッセージングで明確なグローバル

分野リーダーとして浮上していたと主張している。訴状によれば、フェイスブックは再び、潜在的な威嚇と競争をするのではなく、買収することを選択し、2014年2月にワッツアップを190億ドル(約1兆9570億円)で買収する旨の契約を公表した。フェイスブックによるワッツアップの買収は、ワッツアップ自身がフェイスブックの個人間のソーシャル・ネットワーク独占を脅かすという潜在性を取り除き、また将来における威嚇がモバイル・メッセージング市場で規模の経済性を得られるのを難しくしたとされている。

反競争的なプラットフォーム行為

訴状は、フェイスブックはアプリ開発者に対し同社のプラットフォームへの接続に必要なAPIへのアクセスを反競争的条件で提供している、と主張している。APIへのアクセスによって、アプリ開発者のアプリはフェイスブックと相互接続することができるようになる。とりわけ、フェイスブックは、アプリ開発者に対して、同開発者が競合機能を開発しないこと、また他のソーシャル・ネットワーク・サービスと相互接続するアプリを開発しないことを条件としてAPIへのアクセスを認めている。

訴状は、フェイスブックはAPIへのアクセスを遮断して、競合する個人間のソーシャル・ネットワーク・サービス、モバイル・メッセージング・アプリ、ソーシャル機能を有するその他のアプリからの競争的威嚇を鈍化させ、これらにより同社自身の戦略を実施したと主張している。訴状によると、とりわけ、2013年に、ツイッターが6秒動画アプリ・バインを市場化した。これに対して、フェイスブックはバインに対してAPIへのアクセスを遮断し、バインのユーザーがフェイスブック経由で友達にアクセスすることができないようにした。

FTCテクノロジー執行課とニューヨーク州が指揮する州司法長官の連合は、本件捜査が実施された後、訴訟を提起した。訴訟に参加しているのは、アラスカ州、アリゾナ州、アーカンソー州、カリフォルニア州、コロラド州、コネチカット州、デラウェア州、コロンビア特別区、フロリダ州、グアム、ハワイ州、アイダホ州、イリノイ州、インディアナ州、アイオワ州、カンザス州、ケンタッキー州、ルイジアナ州、メイン州、メリーランド州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ミネソタ州、ミシシッピ州、ミズーリ州、モンタナ州、ネブラスカ州、ネバダ州、ニュー・ハンプシャー州、ニュージャージー州、ニューメキシコ州、ニューヨーク州、ノースカロライナ州、ノースダコタ州、オハイオ州、オクラホマ州、オレゴン州、ペンシルベニア州、ロードアイランド州、テネシー州、テキサス州、ユタ州、ヴェルмонт州、ヴァージニア州、ワシントン州、ウエスト・ヴァージニア州、ウィスコンシン州及びワイオミング州である。

終局的差止その他の命令を求める訴状の提出に関する委員会の評決は3対2であった。共和党系のジョセフ・シモンズ委員長は、民主党系委員2人と共に訴状の提出に賛成し、共和党系委員のノア・ジョシュア・フィリップスとクリスティン・S・ウィルソンはその

提出に反対をした。

3 司法省、生コン業者が生コンクリートの製造販売に関し、共謀して価格カルテル及び入札談合を行っていた旨の有罪の答弁をしたと公表(2021年1月4日)³

司法省は、ジョージア州アルファレッタに本社を置く生コン業者である Argos USA LCC(以下「アルゴス社」という。)が、生コンクリートの製造販売を巡る価格カルテルと入札談合を内容とする共謀に関与していたとして起訴された旨を公表した。

サバナ地区地裁に提出された重罪1件の起訴状によると、アルゴス社及びその他の生コン業者の従業員等は、本件共謀を実施するため、顧客への値上げ通知状の交付を協調的に行い、ジョージア海岸沿いの生コン案件の割り当てを行い、燃料サーチャージや環境対策手数料を課し、競争入札案件で非競争的な価格で応札をした。この共謀は、早くとも2010年に始まり、また約2016年7月まで継続したとされている。

反トラスト局は、本件共謀事案を解決するため同社との間で訴追延期の合意を結んだ。訴追延期合意において、アルゴス社は、2000万ドル(約20億6000万円)の罰金を支払うことに合意し、本件共謀に関与したことを認め、また反トラスト局による係属中の刑事捜査に全面的に協力することにも同意した。また、訴追延期合意の下、アルゴス社は、反トラスト法違反行為を察知し、防止するための法令遵守プログラムの実施を継続し、また法令遵守に対する取組に関する報告書を毎年提出することに合意した。訴追延期合意の一環として、両当事者は、裁判所による承認を条件として、訴追延期合意によって定められた期間中、被告に対する共謀容疑に関するあらゆる訴追と裁判を延期するための共同申請を申し立てることになる。

司法省反トラスト局のマカン・デルラヒム局長は以下の声明を出した。

「この決定は、重要な商業製品を巡る価格競争による恩恵をアメリカの消費者から取り上げる犯罪者に対し責任を取らせることに反トラスト局がコミットしていることを反映している。価格協定、市場分割、また入札談合は非倫理的であるのみならず、違法でもある。反トラスト局及びその相手方法執行機関は、このような行為を処罰するのに焦点を当てている。」

生コンは、セメント、骨材、水、その他の混和材料を含む製品である。求めに応じて生産され、また必要であれば、コンクリートミクサー車によって現場へと輸送される。生コンは、趣味でやる素人の顧客また商業の顧客に加え、市町村、州と連邦政府によっても購入されている。その用途は、歩道、車道、橋、トンネル及び道路などの様々な建築プロジェクトのためである。

³ Press Release, Department of Justice, Ready-Mix Concrete Company Admits to Fixing Prices and rigging Bids in Violation of Antitrust Laws, January 4, 2021.

アルゴス社は本件で起訴された二社目である。2020年9月にエバンズ・コンクリート社に加え、同社の従業員 John David Melton と Timothy Tommy Strickland、並びに Argo の元従業員である James Clayton Pedrick と Gregory Hall Melton が本件に関与していたとして起訴された。Pedrick はまた、虚偽の説明を行ったとの嫌疑についても、起訴された。さらに、Strickland は虚偽の説明と偽証の罪を行ったとの嫌疑でも起訴された。エバンズ・コンクリート社と自然人の被告人らは裁判を待っている。

訴追延期合意において、アルゴス社は、ジョージア州南部における生コン業者の関連資産を売却し、また Gregory Melton と James Pedrick を雇い始めた 2011 年 10 月から、2016 年 7 月までの間、本件共謀に参加していたと認めた。Gregory Melton は、ジョージア州プーラーにおけるアルゴス社の地域販売事務所の地区マネージャーである。Pedrick はセメントの販売員であり、生コンクリート供給者にセメントを販売している。

アルゴス社はシャーマン法違反の罪で起訴された。同法違反の罰金の上限は、法人の場合、100 万ドル(約 1 億 400 万円)の罰金刑である。罰金の上限額は、犯罪による利得の 2 倍の金額又は犯罪によって被害者が被った損失の 2 倍の金額の何れかの金額が法定罰金上限額より高額である場合、当該金額まで引き上げることができる。

本件起訴は、ジョージア州南部地区検事局及び運輸省監察総監室の協力を得ながら、反トラスト局、米国郵便局監察総監室及び連邦捜査局(FBI)ワシントン支局が行っている継続中の反トラスト審査の結果によるものである。

(お問い合わせは、佐藤 潤、経済法学者・慶應義塾大学産業研究所共同研究員・クレド法律事務所提携ニューヨーク州弁護士 jun_sato02@yahoo.co.jp、までお願いします。)

II 欧州競争法(政策)

本号では、買収事件1件と共謀事件1件を取り上げる。1件目は、ロンドン証券取引所グループ(以下「LSEG」という。)による Refinitiv の買収についてイタリア証券取引所株式の99.9%売却等を条件に承認されたものである。

2件目は、我が国のバンダイナムコも関与した、PC ビデオゲームの流通について実施された「ジオ・ブロッキング」(市場分割)を内容とするカルテルであり、780万ユーロ(約9億7500万円)の課徴金が賦課された。

1 共謀事件

(1) 欧州委員会、ロンドン証券取引所グループによる Refinitiv の買収を条件付承認(2021年1月13日)⁴

欧州委員会は、EU 合併規則の下、ロンドン証券取引所グループ(以下「LSEG」という。)による Refinitiv の買収を条件付きで承認した。本件承認は、LSEG の申し出た一連の問題解消措置の完全な実施を条件とする。

本日の決定は、LSEG と Refinitiv の事業活動を統合する計画に対する詳細審査を経たものである。LSEG は世界的な金融市場インフラ事業者であり、金融データ商品も提供している。Refinitiv は、金融データ商品を提供しており、取引場を運営する Tradeweb を管理している。

欧州委員会の調査は、本件両当事会社が扱う欧州国債(以下「EGBs」という。)の取引サービスと、金融データ商品の提供、店頭金融デリバティブの取引・決済サービスの提供に特化していた。

欧州委員会による調査

欧州委員会は詳細調査において、両当事会社の競争者と顧客、具体的には取引所、決済所、データ販売者、銀行、その他投資家から膨大な情報とフィードバックを得た。また欧州委員会は、世界各国の競争当局のほか、欧州証券市場監督局(ESMA)と緊密な協力を行った。

欧州委員会は、調査の結果、当初届出のあった取引は、以下の市場において競争を減殺するおそれがあることについて懸念を有していた。

a) 欧州国債(EGBs)の電子取引における水平的な競争上の懸念

欧州委員会は、詳細調査を開始した際、本件取引について EGBs 取引市場とその下位

⁴ Press Release, European commission, Mergers: Commission clears acquisition of Refinitiv by London Stock Exchange Group, subject to conditions, 13 January 2021.

市場において支配的地位の創設ないし強化につながりうる競争上の懸念があることを認定した。

b) デイラー・顧客間の店頭金利デリバティブ取引(OTC IRDs)に係る垂直的な競争上の懸念

欧州委員会による調査の結果、本件取引は LSEG に Tradeweb の競合関係にある取引所とミドルウェア供給者を市場から閉め出す能力と動機を与える可能性があることが明らかになった。LSEG は、Tradeweb の競合関係にある取引所で行われる取引について決済の中止、費用引上げ、品質引下げ、不利な条件の強要により、あるいは新商品の導入について Tradeweb の競争者との LSEG の協力の程度を引き下げるにより行いうるものである。

c) 統合リアルタイム・データフィード(CRTDs)とデスクトップ・サービスに係る垂直的な競争上の懸念

市場調査の結果、ロンドン証券取引所の統合データと FTSE Russell の提供する英国株価指数はデータフィードとデスクトップ・サービスにとって重要な情報であり、実際上 LSEG の提供するものに対する代替はない。その結果、問題解消措置が執られなければ、本件取引は LSEG に対し、Refinitive の競争者がロンドン証券取引所のデータと FTSE Russell の英国株価指数へのアクセスすることを拒否ないし制限する能力と動機を与えるおそれがある。

d) 指数ライセンスに係る垂直的な競争上の懸念

市場調査の結果、Refinitiv の WM/RFX ベンチマークは、指数の設計と計算において最も重要な情報であり、実際上 Refinitiv のベンチマークについては代替がなく、市場において幅広く受け入れられている。よって欧州委員会は、本件取引の結果、指数ライセンス部門の競争者は、Refinitiv の不可欠な情報へのアクセスが認められなくなる可能性がある」と結論づけた。

提案された問題解消措置

LSEG は欧州委員会の競争上の懸念に応えるため、以下の問題解消措置を申し出た。

- ・ MTS(LSEG の欧州国債取引所)を含む Borsa Italiana group 株式の 99.9%を売却する。この点に関し、LSEG と Euronext はすでに 2020 年 10 月 9 日、最終的かつ拘束力ある売買契約に調印している。本件措置は、欧州国債の電子取引における両当事会社間の事業重複を取り除くものである。
- ・ LCH Swapclear の運営する世界的な OTC IRD 決済システムの提供をオープン・アクセスにより継続するとともに、決済のため LSEG へ提出される顧客の OTC IRD の取引情報に基づいて顧客を差別する事業上の戦略を行わない。本件措置について LSEG は、次の事項を実施する。

1. 英国の EU 離脱後も OTC IRDs の無差別的かつ透明な決済に関する EU EMIR 規則の条項を遵守するとともに、取引所とミドルウェア供給者に対しても両条項を遵守すること
 2. (i) 決済手数料、(ii) サービス水準、技術仕様、運用基準、(iii) 新製品の導入について、Tradeweb と第三者の取引所とミドルウェア供給者を差別しないこと
- ・ 現在及び将来の川下部門における競争者に対し、LSE 取引所データ、FTSE 英国株価指数、WM/R FX ベンチマークへのアクセスを提供する。より具体的には、LSEG はグループ内での提供に比較して、技術、品質、サービスの水準を引き下げないことを確約する。また LSEG は、Refinitiv との間で第三者のデータ販売者に悪影響を与える可能性のある情報交換を行わないことを確保するため、LSEG の顧客と、Refinitiv の CRTD とデスクトップ・サービス事業に関する機微な情報を扱う人員間の情報ファイアウォールを維持することを確約する。

OTC IRD と財務データに係る措置の期間は 10 年間とする。

また欧州委員会は、LSEG が上記措置に従っていないと思料する第三者が利用できる迅速かつ拘束力ある紛争解決機構の導入も求めた。管財人は、上記措置の遵守状況を監視し、また迅速紛争解決機構を含む潜在的な紛争に対する接点として行動する。

LSEG が申し出た問題解消措置は、本件取引により生じた欧州委員会の競争上の懸念に全面的に応えるものである。よって欧州委員会は、本件措置により修正された本件取引は、競争上の懸念を惹起するものではないと結論づけた。本件決定は、本件措置の全面的な遵守を条件とする。

当事会社と製品

LSEG は、ロンドンに本拠を置き、欧州における有力な金融インフラ企業の 1 つであり、ロンドン証券取引所の運営により広く知られている。同グループは、イタリア証券取引所 (Borsa Italiana) を所有するほか、多くの株式、債券類似の交換取引商品、債権、デリバティブ取引のプラットフォームを運営している。また LSEG は、LCH SwapClear、ロンドン決済所 (London Clearing House)、イタリアの決済所 (Cassa di Compensazione e Garanzia) を含む取引後を対象とする事業活動も行っている。さらに LSEG は、決済・管理業務、指数、データ等の情報製品も提供している。

Refinitiv は、ニューヨーク市に本拠を置き、主要な金融市場データとインフラの提供者として、190 か国における 4 万の機関にサービスを提供している。Refinitiv は、同社の Elektron を通じた統合リアルタイムデータフィード、同社の Ekion (Refinitiv Workspace とブランド変更) を通じたデスクトップ・ソリューションを提供している。また同社は、同社を代表する WM/Reuters FX 指数として、外国為替ベンチマーク部門の指数も提供している。さらに Refinitiv は、多くの資産部門における電子取引所のいくつかも管理している。

本件は、2020年5月13日に欧州委員会に届出られたものであり、欧州委員会は同年6月22日に詳細調査を開始した。

2 共謀事件

(1) 欧州委員会、Valve と PC ビデオゲームの出版社 5 社に対し「ジオ・ブロッキング」慣行を理由に 780 万ユーロの制裁金を賦課(2021年1月20日)⁵

欧州委員会は、オンライン PC ゲームプラットフォーム“Steam”の所有者である Valve とゲーム出版社 5 社(バンダイナムコ、Camcom、Focus Home、Koch Media、ZeniMax)に対し EU 競争法違反を理由に 780 万ユーロ(約 9 億 7500 万円、1 ユーロ=125 円換算)の制裁金を賦課した。

Valve とゲーム制作会社は、いわゆる「ジオ・ブロッキング」と呼ばれる慣行を実施することにより、EEA(欧州経済領域)におけるユーザーの地理的所在地を理由として、特定の PC ビデオゲームの越境販売を制限していた。なお、総額 600 万ユーロ(約 7.5 億円)の制作会社に対する制裁金は、欧州委員会への協力を理由に減額されている。

Steam は、世界において 35000 以上のゲームを提供する世界最大のオンライン PC ビデオゲームプラットフォームである。同社は、認証を受けたユーザーが PC ビデオゲームを直接ダウンロード、又はストリーミングできるようにしている。また同社は、実店舗(例：DVD 媒体)での入手、ないしサードパーティ・ウェブサイトからダウンロードすることにより、Steam の外で PC ビデオゲームを購入するユーザーも Steam 上でビデオゲームを楽しめるようにしている。

Valve は、ビデオゲーム制作会社に対し、いわゆる“Steam activation keys”(以下「キー」という。)を通じて、Steam 外で購入されたゲームを含むゲームを Steam 上で有効にした上で、ゲームができるようにする技術的手段を提供している。制作会社は、ユーザー認証／有効化のために自己の PC ビデオゲームに本件キーを搭載している。しかる後、PC ビデオゲームは EEA 全域のサードパーティ流通業者により販売される。また Valve は制作会社に対し、地域管理機能を提供しているが、これにより地理的制限の導入が可能となっている。本件キーと地理的管理機能の統合により、ユーザーの地理的所在地に基づいた PC ビデオゲームの「ジオ・ブロッキング」が可能となっている。

ビデオゲーム制作会社は、Valve に対し EEA 全域を含む全世界を対象とする PC ビデオゲームの利用に係る非排他的ライセンスを供与した。その見返りとして、制作会社は Valve から Steam 外での PC ビデオゲームの流通に必要な本件キーの利用に対するライセンスが与えられている。制作会社は地理的制限を導入することとし、地理的な制限が加えられた

⁵ Press Release, European Commission, Commission fines Valve and five publishers of PC video games €7.8 million for “geo-blocking” practices, 20 January 2021.

本件キーの導入を Valve に要請した。制作会社は、関係する加盟国における PC ビデオゲームの販売と流通のため、本件キーを自己の流通業者へ提供した。その結果、対象加盟国外に所在するユーザーは、本件キーを利用しても、PC ビデオゲームを有効化できなくなった。

欧州委員会は、特定の地域外からの PC ビデオゲームを地理的に制限することを相互に合意することにより、Valve と各制作会社が EU 競争法に違反して EEA 市場を分割していたことを認定した。とりわけ本日の決定は、Valve と各制作会社が、次のジオ・ブロッキング慣行に従事していたことを認定した。

- ・ いわゆる受動販売について、Valve と各制作会社間の協定及び／又は協調行為に基づいて、地理的に制限された本件キーを利用することで、チェコ、ポーランド、ハンガリー、ルーマニア、スロヴァキア、エストニア、ラトビア、リトアニアの国外では各制作会社の PC ビデオゲームを有効化できなくなった。
- ・ 制作会社 5 社のうち 4 社(バンダイナムコ、Focus Home、Koch Media、ZeniMax)と (Valve 以外の)各社の EEA における各社の PC ビデオゲームの流通業者間で締結されたライセンス・流通契約の形態によるジオ・ブロッキング慣行。契約には、上述の中東欧諸国を含む EEA において実施された PC ビデオゲームの国境を越えた(受動的)販売を制限する条項が含まれている。本契約は、2007 年 3 月から 2018 年 11 月の間、3 年から 11 年という長期にわたり継続、実施された。

ジオ・ブロッキング慣行は、スポーツ、シミュレーション、アクション・ゲームを含む様々な種類の 100 近い PC ビデオゲームを対象とする。本慣行のため、顧客は DVD 等のメディアにより、又はダウンロードにより制作会社の流通業者により販売された PC ビデオゲームを有効にし、使用することができなくなった。このような事業慣行が行われると、欧州の消費者は加盟国を超えた買い物により最も有利な商品を見つけるという、EU のデジタル単一市場の恩恵を受けることができなくなる。

欧州委員会は、Valve と制作会社 5 社による違法な慣行は EU 競争法に違反して、EEA 市場を分断するものであると結論づけた。

制裁金

制裁金は、欧州委員会の 2006 年制裁金ガイドラインに基づいて設定された。制作会社 5 社は、調査の上で有益な証拠を提供することにより欧州委員会に協力し、違反事実と EU 競争法違反を明示的に認めた。

よって欧州委員会は、各社の協力の程度により 10%から 15%の範囲で制裁金を減額した。各社に賦課された制裁金額は、次のとおり。

出版者	減額割合	制裁金額
バンダイナムコ	10%	34 万ユーロ(約 4250 万円)
Capcom	15%	39 万 6 千ユーロ(約 4950 万円)
Focus Home	10%	288 万 8 千ユーロ(約 3.6 億円)
Koch Media	10%	97 万 7 千ユーロ(約 1.2 億円)
ZeniMax	10%	166 万 4 千ユーロ(約 2.1 億円)

Valve は欧州委員会へ協力しなかったため、欧州委員会は同社に対しては通常の反トラスト手続に従い禁止決定を採択し、総額 162 万 4 千ユーロ(約 2 億円)の制裁金を賦課した。

調査の背景

欧州委員会は、Valve と制作会社 5 社の間で締結された協定に対し、2017 年 2 月 2 日に正式な反トラスト手続を開始した。

欧州委員会は 2019 年 4 月 5 日に、Valve と制作会社 5 社に対し、PC ビデオゲームに関する「ジオ・ブロッキング」について異議告知書を発出した。

本件に対する調査は、独立した手続によるものであるが、欧州委員会が電子商取引部門を対象に行った事業分野調査により認定された問題に対するフォローアップとなるものである。

PC ビデオゲームのジオ・ブロッキングに対する調査は、2018 年 12 月 3 日より EU 全域において適用されている不当なジオ・ブロッキングに関する規則 2018 年 320 号を補足するものである。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 tada@toyo.jp までお願いします。)